

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1) 介護保険料・利用料など **介護障がい G**

- ① 介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。
- ② 収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。
- ③ 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【①～③回答】

介護給付費準備基金を活用した介護保険料の設定は、第10期(令和9年度)のタイミングで行います。第9期(令和6年度)では、所得段階を17段階から20段階と見直し

した。また、第1段階から第3段階といった低所得者の方の乗率を国の基準以下に設定し、低所得者対策を行っています。

利用料の減免については、法に規定されている災害等の特別な事情によるもの以外は考えていません。ただ、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人等による負担軽減制度については実施しています。

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【回答】

現在のところ、自治体独自の補助制度は考えていません。

(2) 介護保険サービス 介護障がい G

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【回答】

適切なサービス提供を行うため、「従前相当サービス」を利用できる方の基準を設定しています。ADLの低下や認知機能の低下、疾患がある場合などは継続して利用できるようにしています。報酬単価の引き上げについては、国の報酬単価改定を参考に検討していきます。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

【回答】

当市はこの制度を採用していません。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【回答】

福祉用具の貸与については、国の指針に従って運用しています。

★(3) 訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備 介護障がい G

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【回答】

現在のところ、自治体独自の財政支援は考えていません。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【回答】

基盤整備については、中長期的な見通しをもって、計画的に進めることが重要であると考えています。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

【回答】

「特例入所」にあたっては、「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に準じ、要件を満たす場合に適用しています。

★(4)介護人材確保 介護障がい G

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答】

処遇改善については、国において取組みが拡充されており、今のところ、市独自の施策は考えていません。人材確保については、事業者と意見交換をするとともに、将来の人材確保に向けた子ども向けの福祉のお仕事 PR や事業所向けの研修等に取り組んでいます。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【②③回答】

夜勤職員の配置については、入居者の状態等に応じて、事業者の判断の下、配置すべきであると考えています。国・県は、介護職員等が不足する現状に鑑み、ICT技術等の活用により職員の負担軽減が図られるような取組みを支援しています。今後も、このような制度を活用してもらうよう周知に努めてまいります。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【回答】

現在のところ、自治体独自の調査は考えていません。

★(5)高齢者福祉施策の充実

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。 介護障がい G

【回答】

身体障害者手帳の交付とならない中等度難聴者の補聴器購入に対する助成制度は、国や県において創設されることが先決と考えます。したがって、本市単独による補聴器購入助成制度は、現在のところ考えていません。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。 共生推進 G

【回答】

高齢者の閉じこもりを防止し、介護予防、認知症予防を促すことを目的に、街中に「健康自生地」と呼ばれる居場所づくりを行っております。健康自生地を活用した様々なイベントを通して、高齢者の外出促進の取り組みを実施しております。

また、高齢者だけではなく、世代や属性を問わず誰もが気軽に交流できる場所や活動を「まぜこぜの居場所」と名付け、市内各地で居場所づくりを推進することにより、外出を楽しくするような仕掛けを行っております。

加えて、希望されるすべての65歳以上の高齢者を対象に、「ホコタッチ」と呼ばれる歩行計を配布することで、自宅に閉じこもることなく、ウォーキングや健康自生地巡りを楽しむことができる取り組みを実施しておりますが、システム提供元である花王株式会社におけるサービス終了に伴い、本市においても今年度末をもって「ホコタッチ」サービスを終了することになりました。「ホコタッチ」が終了する来年4月以降においても、高齢者の外出支援に資する取り組みを実施すべく、検討を行ってまいります。

(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。福祉まると相談 G

【回答】

本市では、第9期高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本方針に認知症施策の推進を基本方針に位置付け、「認知症理解の促進」、「認知症予防の推進」、「認知症支援体制の構築」、「高齢者の権利擁護の推進」についてお示し、認知症施策推進計画を包含した計画として策定しています。

また、第10期高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても認知症施策の推進を基本方針として位置づけ、「新しい認知症観」を踏まえた新たな計画として、現在、策定を進めています。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。福祉まると相談 G

【回答】

本市では、高浜市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業を実施しており、行方不明になるおそれがある認知症の方に対し、事前にご本人の特徴や顔写真を登録していただいています。また、もしもの際は、捜索協力者へメール配信し、早期の発見保護に努めています。

加えて、この事前登録者のうち在宅で生活する方は、市が契約する個人賠償責任保険へ本人負担なしで加入することができ、認知症の方やその家族の安心・安全を支える取り組みとして、令和元年6月より実施しています。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。健康推進 G

【回答】

本市では、平成27年から「国立長寿医療研究センター」と共同で、認知症予防のための健診「脳と体の健康チェック」や「予防プログラムの提供」を実施し、「認知症予防体制の構築」に向けた共同事業を継続しています。令和7年9月から「10年目健診」として、認知機能の低下がないかを簡易的に確認する健診を時限的に実施しています。

(7) 第10期介護保険事業計画の作成 介護障がい G

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。
- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

【①②回答】

ニーズ調査や策定委員会の議事録等は市ホームページにて公開しています。また、策定委員会は傍聴可能です。市民委員も含まれる策定委員会において、ニーズ調査結果や今後の推移などを参考に、各種サービスを検討していきます。

★(8)障害者控除の認定 **介護障がい G**

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

介護保険法に基づく要介護認定は、障がいや機能の状況を直接判断するのではなく、介護の手間のかかり具合を判断するものであることから、要介護認定者であることをもって障害者控除の対象とする考えはありません。ただ、前年度に対象となった方に対しては、「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付するとともに、介護認定結果の通知の際、案内チラシを同封し、制度の周知、申請勧奨を図っています。

2. 国保の改善 **市民窓口 G**

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。
②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【回答】

国民健康保険税は、国保制度を運営するための財源として必要な金額をご負担いただくためのもので、財政運営が円滑に維持できる適正な税率を算定しています。

また、高浜市国民健康保険支払準備基金は、国民健康保険事業の円滑な運営に資するために設置された基金で、令和7年度においては、国民健康保険の財源調整として約1億円繰入しました。

★(2)保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

国の法令改正により、今年度、低所得者に対する保険税軽減対象となる軽減判定所得を引上げ、拡充しました。

- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

子どもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援措置については、令和4年度から未就学児の子どもを対象として実施しています。子育て世帯の負担軽減を図るために、対象年齢や軽減割合を拡大するよう、引き続き国に要望します。

- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【回答】

既存の減免制度につきましては、今後、県単位で国民健康保険料(税)水準を統一化するための議論が進められ、減免制度もその中で議論されと考えており、現段階での拡充は予定していません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【回答】

税負担の公平性の確保の観点から、関係法令や条例・要綱等の趣旨に沿って、適切に対応していきたいと考えます。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【②③回答】

保険税の徴収にあたっては、関係法令や条例・規則等の規定に従い、税負担の公平性の確保に配慮しつつ、納税相談を通じて適切に対応していきたいと考えています。

★(4)保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

【回答】

①反対することは考えていません。

②前提としないことは、現時点では考えておりません。

(5)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【回答】

現在、予定はありません。

(6)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】

一部負担金の減免制度については、国の通知に基づいて要綱を制定し、運用しています。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】

制度の周知については、市公式ホームページ及び市広報によりPRしています。

★(7)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【回答】

資格確認書の発行については、国の方針に従い、マイナ保険証を登録されていない加入者に対して発行・送付する運用をしています。

(1)生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【回答】

生活保護制度は国によって定められた制度です。生活保護制度の中において、衣食を賄うために生活扶助が設けられているため、国の定めた基準に基づき支給しております。生活保護費の基準については定期的に国において見直しがなされており、物価高騰に対応できるような手当についても、国において検討されるべきであると考えており、市独自としての対応を行う予定はありません。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【回答】

申請が必要な場合には、「生活保護のしおり」を使って申請方法等について説明のうえ、申請書を渡しています。申請書が提出された場合は、法で定める決定期間内に保護の可否を判定し、保護適用の場合は速やかに保護費等を支給しております。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【回答】

いきいき広場では、生活保護に限らず広く福祉の相談に対応させていただいております。お受けした相談の中から生活保護の申請が必要な場合には、「生活保護のしおり」を使って制度や申請手続等について説明のうえ、申請書をお渡ししております。

今後も生活保護に限らず、福祉のことでお困りの際はいきいき広場に相談にお越しいただくことができるように努めてまいります。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】

生活保護法第30条第1項及び第2項の規定に基づき、居住地保護を原則としており、被保護者の意に反して、施設への入所を強制するようなことはありません。また、生活保護施設への入所に際しての個室化の希望については、可能な限り被保護者の希望に沿った対応を行っております。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【回答】

被保護者への保護費の支給は、生活保護の実施要領に基づき行っております。エアコンの購入についても、平成30年7月1日以降に申請があった方については購入の助成を行っていますが、冷房費については、生活保護制度において該当がないことから、市独自の補助は考えておりません。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】

「生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて」の一部改正の趣旨を踏まえ、要保護者から生活歴等を丁寧に聞き取り、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、扶養照会を行わないこととしております。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【回答】

障がいや通院を理由として車の使用を希望する場合は、主治医に意見書を求めるなど、個別事情に配慮して判断しております。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【回答】

ケースワーカー、査察指導員ともに国の標準定数を満たしており、不足しておりません。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【回答】

3人のケースワーカーのうち、女性ケースワーカーを1人配置しているため、増員は考えておりません。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】

職員の研修については、機会あるごとに他機関が実施する研修に参加するとともに、所内では、知識向上のための内部研修を必要に応じて実施しております。

なお、ケースワーカーはすべて正規職員で対応しており、外部委託化は行っておりません。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【回答】

就労支援相談員は、知識や経験を有した会計年度任用職員を配置しております。当該職員のみでの対応が難しい場合などでも、必要に応じてハローワーク等の関係機関と連携することにより対応ができていることから、正規職員を配置する予定はありません。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

【回答】

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付については、当時の保護費の不足額を追加給付するものであり、生活保護制度上保護費は世帯単位で世帯主に支給することから、世帯主以外に支給できません。また、周知については、ホームページ、ポスターにて行います。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【回答】

自立相談支援機関の相談支援員の配置は委託となりますが、生活困窮相談を担当する職員と生活保護担当職員は同一のフロアに配置されていることから、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携については迅速な対応ができていると考えております。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【回答】

現在、任意事業のうち就労準備支援事業、家計改善事業及び子どもの学習・生活支援事業を実施しております。現時点では、その他の任意事業については、実施する予定はありませんが、社会情勢や市民からのニーズを踏まえて、適宜検討を行ってまいります。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【回答】

国において、物価高騰に起因して、定期的に低所得者に対して価格高騰重点支援給付金の給付を実施されていることから、市独自の制度として、手当を支給する予定はありません。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【回答】

現時点では、低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業創設の予定はありません。

4. 福祉医療制度 市民窓口 G

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

【回答】

現行において、子ども医療、高齢者医療について、県補助対象以上の拡大を、市単独事業として実施していますが、令和7年4月より、入院費にかかる医療費の無料化を高校生年代までさらに拡充しました。引き続き、限られた財源の中で、福祉医療制度を継続的に実施するよう努めていきます。

また、入院時食事療養について助成の対象とする考えはありません。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

【回答】

令和7年4月より、入院費にかかる医療費の無料化を高校生年代まで拡充しました。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【回答】

精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持し、かつ自立支援医療(精神通院医療)を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしています。

また、自立支援医療(精神通院)対象者については、すでに精神障害者医療費助成の対象としています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】

福祉医療制度を安定的に維持させることを重視しながら、県補助金対象以上の拡大を市単独事業として実施しています。限られた財源の中で事業を継続することが重要と考えており、住民税非課税世帯を助成対象とする考えはありません。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】

現在、予定はありません。

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP
Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとり
くみを支援してください。 **共生推進 G・地域福祉 G**

【回答】 **共生推進 G**

世代や属性を問わず誰もが気軽に交流できる場所や活動を「まぜこぜの居場所」とし
て市が認定するとともに、地域における居場所づくりの取り組みを推進するため、助成金
による支援を行うとともに、「まぜこぜの居場所」の運営支援を行っております。

また、こども食堂への支援については、たかはまこども食堂支援推進協議会により、調
味料の支援や奨励金の支給等を行っているほか、市内飲食店に協力していただき、お店
での飲食がこども食堂への寄附につながる取組みを実施しております。

【回答】 **地域福祉 G**

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の子どもたちが、生まれ育った環境に左
右されることなく成長していくことができるよう、平成27年度より、生活困窮者世帯におけ
る小中高校生の子どもたちを対象に、学習等の支援を行っております。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、
専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。 **健康推進 G**

【回答】

本市では、令和6年度から「こども家庭センター」を設置し、母子保健事業と児童福祉
事業の連携に努めております。

(2) 就学援助制度の拡充 **学校経営 G**

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】

本市における認定基準については、これまで、一般世帯にあつては生活保護基準額
の「1.2倍以下」とする一方、ひとり親世帯にあつては同基準額の「1.5倍以下」として
おり、当面の間は現在の基準を維持することとし、引き続き各世帯の実情を踏まえた制
度の運用に努めてまいります。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】

上記の3項目につきましては、文部科学省のホームページにも、補助対象品目として
あげられている項目であります。予算の範囲内で補助できるものに限られてしまっ
ています。ただし、タブレット端末についてはLTE回線を使用しており、オンライン学習通
信費の支給に相当した内容となっております。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】

申請の受付については、学校と市の窓口のどちらでも受け付けています。就学援助制度の周知については、市公式ホームページへの掲載、保護者連絡システムの活用のほか、就学前健康診断時に申請書類を配布する等、保護者への情報提供に努めています。

★(3)義務教育無償化 学校経営 G

①小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】

学校給食法第11条及び同法施行令第2条の規定により、学校給食の実施に必要な施設、設備等に関する経費は学校の設置者である市が負担することとされ、これら以外の経費として食材費は保護者負担とされていることから、本市においては、引き続き同法に基づく運用を図ってまいります。

なお、令和8年度については、小学校児童に対しては国が実施する学校給食費負担軽減補助金及び国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し保護者負担が生じておらず、中学校生徒に対しては国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し保護者負担を軽減しています。

また、経済的理由により給食費の支払いが困難な保護者に対しては、就学援助制度を通じ、各世帯の実情を踏まえた支援を行ってまいります。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

【回答】

現在のところ、本市単独による義務教育費全体の無償化は考えておりません。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について こども育成 G

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答】

国の保育料無償化の制度に基づく副食費免除対象者の範囲を拡充して無償化の対応をする考えはありません。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

【回答】

国が許可する給食の外部搬入であれば、必要に応じて利用します。あえて、実施しないとする考えはありません。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上 こども育成 G

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【回答】

1歳児の保育士の配置は、国基準を上回る配置を実施しています。1歳児について公

立園は 4:1、民間園は 5:1 を実施しています。

公立園については3歳児 15:1、4・5歳児 25:1 を実施しています。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

【回答】

認可保育所の整備・増設については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、ニーズに即した対応を実施していきます。

育児休業を取得した際、小学校への就学を控えている入所児童（3歳未満児で2歳児の在園児で9月1日以降に母が出産した場合在園可能としました。

今のところ、すべての育児休業の方を対象にする考えはありません。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【回答】

地域型保育施設の指導監査については、保育士の有資格者が同行し、計画的・適切に実施しています。保育園、幼稚園、認定こども園、子ども・子育て支援施設の確認指導を4年に1回実施している他、県の指導監査における現地調査に市職員が同行しています。

- ④こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

【回答】

現時点においては、公立にて実施しています。

事業実施については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、ニーズに即した対応を実施していきます。

6. 障害者・児施策 介護障がい G

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【回答】

高浜市障害者扶助料を支給していますが、手当の増額は考えておりません。

★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1) 自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。
- 2) グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。
- 3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

【回答】

グループホームをはじめとした社会資源については、社会福祉法人等と調整を図りながら、充実してきました。今後も、中長期的な視点の下、計画的に整備していくことが重要であると考えていますが、現在のところ、実態把握や自治体独自の財政支援は考えてい

ません。また、夜間職員についても、現在のところ、自治体独自の財政支援は考えていません。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。
- 2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。
- 3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

【回答】

サービスの支給量については、ケース検討会を開催し、各障がい児・者に応じて必要な時間数を確保しています。移動支援報酬単価の増額については、現在のところ考えていません。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

- 1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

【回答】（こども育成グループ）

現時点で、保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児はいません。

園の他に療育施設として、親子通園施設の心身障害児福祉施設を整備しています。

- 2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

【回答】

食費は公費負担対象外となっており、無償にする考えはありません。

- 3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

【回答】

当市では、原則、希望する場合を除きセルフプランを実施しておりません。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

【回答】

高浜市では、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所、自立相談支援センター（生活困窮相談窓口）などが常に連携できる体制を整えています。虐待については、国が出している手引きに準じて対応するとともに、市内事業所を対象とした虐待防止研修を開催することで支援を行っています。

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

介護保険制度の利用要件を満たす障害者の場合は、介護保険制度と障害者福祉制度で共通するサービスは介護保険制度から給付されることとなりますが、障害福祉サービス独自の利用申請があった場合は、個別のケースに応じて適切な支援を受けることができるかなどを考慮して適切に支給決定しています。

7. 予防接種 健康推進 G

★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

【回答】

現在、予定はありません。

★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

【回答】

現在、予定はありません。

8. 健診・検診 健康推進 G

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】

平成30年度から産婦健診を2回、愛知県医師会に委託し、実施しております。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【回答】

平成23年6月から5歳児健診を実施しております。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】

妊婦歯科健診は実施済みですが、産婦に対する歯科健診の実施予定はありません。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】

現在、予定はありません。

9. 地域の保健・医療 健康推進 G

①公立病院の経営形態を維持してください。

【回答】

本市は公立病院を設置していませんが、市内には、隣接する市の三次救急指定病院の系列病院があり、142床が確保されています。また、当該救急指定病院と市内医療機関とのオンライン化により、紹介時の診療予約や診療情報の共有化(地域医療ネットワーク)が確立され、病診連携の体制が構築されています。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【回答】

現在、予定はありません。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。議会 G

1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。
- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。
- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。
- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上